

介護保険 要介護認定調査業務に係る委託業務請書（委託業務内容等抜粋）

1 委託業務の内容

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定・要支援認定調査業務

- ① 神戸市（以下「甲」という。）は、介護保険被保険者又は被保険者になる見込みの者（以下「対象者」という。）からの申請に基づき、受託者（以下「乙」という。）に、報告書の提出期日を指定し要介護認定・要支援認定調査（以下「認定調査」という。）を依頼する。
- ② 乙は、乙の責任において対象者と認定調査に係る日程を調整のうえ認定調査を実施する。なお、認定調査に従事する者（以下「調査員」という。）は、3で定める者（取消届出を提出した者を除く。）とし、認定調査の実施にあたっては、対象者及びその立会人に認定調査依頼書及び甲の発行する神戸市介護保険認定調査員証（以下「調査員証」という。）を提示し、別途配布する「認定調査にあたって調査員が説明すべき重要事項」についての説明を行うこと。
- ③ 乙は、認定調査の依頼時に同封する介護保険要介護認定調査票（以下「調査票」という。）に調査内容を記載し調査票の提出を以て甲へ報告する。
- ④ 調査票の提出期限は、認定調査依頼時に定める期日とする。ただし、認定調査に係る日程の都合等やむを得ない理由により期日以内に調査票の提出が難しい場合、期日を越えて報告することができる。
- ⑤ 認定調査の実施及び調査票の記入にあたっては、別途配布する「神戸市認定調査マニュアル」によること。
- ⑥ 乙が、調査票の記載内容に関する甲からの問合せ等に対応するために調査票を複製することを承認する。ただし、複製を保持する期間は、問合せ等が終了した時点（概ね3か月）までとし、その時点をもって複製を破棄することとする。

(2) ケアプラン関連調査業務

介護サービスの利用状況等が要介護状態区分にふさわしい内容であるかの確認を行い、その報告を行うこと。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく介護扶助に係る認定調査業務

乙は、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者についても、甲の依頼に基づき、1（1）及び（2）で定める認定調査を実施し、甲に報告する。

2 委託業務の履行場所、作業場所等

(1) 認定調査の実施

対象者が甲に申請する申請書に記載した訪問先（対象者又はその調整人から訪問先の変更依頼があった場合は変更後の訪問先）において実施する。

(2) 報告書の作成

個人情報第三者に知られることのないよう、乙の本所又は運営する事業所等において行う。

3 調査員の資格及び届出等

(1) 調査員の資格

介護保険法第28条第6項（第33条第4項において準用する場合を含む。）に規定する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者で甲が指定する調査員資格取得に必要な研修を修了した者。ただし、虚偽の報告等、認定調査においての不正な行いが発覚した場合、5年間資格取得を認めない。

(2) 調査員の届出

乙は、調査員にかかる以下の事項を、甲に届け出ること。変更・取消があった場合も同様とする。

- ① 調査員コード（新規の届出の場合は不要）
- ② 調査員氏名・生年月日
- ③ 介護支援専門員証登録番号、登録年月日及び有効期間満了日
- ④ 介護支援専門員の受験資格（対象となる職種）
- ⑤ 認定調査員新規研修受講年月・開催自治体

(3) 調査員証の交付等

- ① 甲は、調査員の届出（取消届出を除く。）があったとき又は再発行の申請があったときに調査員証を交付する。
- ② 調査員証の有効期限は委託期間等終了日とする。ただし甲が必要と認める場合は、有効期限を短縮できる。
- ③ 調査員の資格を喪失した場合又は調査員の取消届出を行った場合、調査員証を甲に返却すること。

(4) 調査員の他の業務

居宅介護支援業務又は併設の他の事業業務との兼務を妨げないが、いずれも認定調査業務に支障のない範囲で行うこと。

4 義務及び遵守事項

(1) 乙は、調査員の資質を向上させるため必要な措置を講じること。

(2) 調査員は、認定調査業務を行うにあたって、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 対象者の意思及び人権を尊重し、公平かつ公正な認定調査を実施すること。
- ② 対象者及び利害関係者からの認定調査業務に係る相談及び苦情に対し、迅速かつ誠実に対応すること。
- ③ 認定調査業務に係る相談及び必要な支援に関する費用については無料とすること。
- ④ 勧誘、サービスや物品の宣伝・斡旋・販売等の営利目的の行為、現金・物品等の授受、及び宗教・政治的活動等を行わないこと。

(3) 個人情報の取扱いに関しては、細心の注意を払い、神戸市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

